

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	居住者等への水防業務従事命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	水防法第 24 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	水防法第 24 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 町長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日